令和４年７月１日

会員企業の皆様へ

公益社団法人 松任法人会
会長　二木　喜則

マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進等の呼び掛けについて

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

法人会では、これまでもマイナンバーカードの取得促進の呼び掛けについてお願いしていたところですが、改めて、国税庁からマイナンバーカードの積極的な取得と利活用、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進等の呼び掛けの依頼がありました。

マイナンバーカードは、本人確認書類としての身分証明書利用や健康保険証としての利用のほか、公金受取口座としての登録が開始され、さらにメリットが拡大されました。

つきましては、下記のとおり、貴社の従業員の皆様に対して、マイナンバーカードのメリットを周知いただくとともに、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進等の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

１　マイナンバーカードのメリット拡大

⑴　マイナポイント第２弾が開始しています

マイナポイント第２弾では、次のとおり最大 20,000 円相当のマイナポイントが付与されます。

ア　マイナンバーカードを新規に取得した方等に対し、最大 5,000 円相当のポイント※1,2

イ　健康保険証としての利用申込を行った方に対し、7,500 円相当のポイント

ウ　公金受取口座の登録を行った方に対し、7,500 円相当のポイント

アは令和４年１月１日から既にポイントの申込・付与が開始しています。イ及びウについては、令和４年６月 30 日からポイントの申込・付与が開始予定です。なお、マイナポイント第２弾については、令和４年９月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。

最新の情報は、「マイナポイント事業」HP※3をご覧ください。

※1　マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※2　マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含みます。

※3　「マイナポイント事業」（https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/）

⑵　公金受取口座登録制度が始まりました

公金受取口座登録制度※4は、国民の皆様に一人一口座、給付金等の受取のための口座を国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

これにより、年金、児童手当など、今後の給付金等の申請の際に口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金等を迅速に受け取ることができます。

公金受取口座については、令和4年3月 28 日からマイナポータルで登録※5ができるようになりました。

※4　公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。

デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」

（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/）

※5　口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。別途申請等が必要となります。

【よくあるご質問】

Q1　公金受取口座登録制度について（総論）

（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_01/）

Q2　公金受取口座の登録について

（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_02/）

Q3　所得税の確定申告手続における登録について

（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_03/）

⑶　健康保険証として使えます

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP※6で公開しております。

※6「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

（https://www.mhlw.go.jp/index_16743.htmi）

⑷　薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます

マイナポータル※７で自分の薬剤情報や特定健診情報等※８の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続が簡素化されます。

※７　マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」
（https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html）

※８　薬剤情報は令和３年９月に診療したものから３年分、特定健診情報は令和２年度以降に実施したものから５年分（直近５回分）の情報が閲覧できるようになります。

⑸　新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となりました。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

【詳細はこちらから】
デジタル庁 HP：新型コロナワクチン接種証明書アプリ
（https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert）

【ダウンロードはこちらから】
App Store：「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」（apple.com）
（https://apps.apple.com/jp/app/id1593815264）
Google Play：新型コロナワクチン接種証明書アプリ
（https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.digital.vrs.vpa）

２　広報素材を活用した周知・広報

デジタル庁等が作成する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm）に掲載しておりますので、貴社のイントラネット等に上記 URL を掲載するなどして、マイナンバーカードの取得方法や利活用方法、安全性、健康保険証の利用申込や公金受取口座登録などについて、従業員の皆様へ周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、マイナンバーカード未取得者に対して、令和３年３月までに二次元バーコード付きのマイナンバーカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

【広報素材】
○リーフレット
・つくってみよう！マイナンバーカード

・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
・マイナンバーとマイナンバーカード　この２つの違いは？
・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
・利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
・マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
・公金受取口座登録制度ってなんだろう？

〇ポスター
・これからは手放せない！マイナンバーカード

〇チラシ
・こ～んなに便利！マイナンバーカード
・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行 ATM で！
・マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます
・マイナポイント申込の際の注意点

〇説明動画（デジタル庁 HP　マイナンバー公式 YouTube 動画チャンネル）
・メリットいっぱいマイナンバーカード

３　マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供

マイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組を実施された場合には、積極的に情報提供いただくよう、お願い申し上げます。

なお、別添の企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例について、取組の参考としてください。